

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会規則 第 1 6 号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年12月28日

さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
 第1条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の125</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の57.5</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.5</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の115</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の9.0</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）</p>

第2条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の97.5</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の117.5</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の92.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員 (以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。) にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の47.5</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

### (適用)

2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、平成30年12月1日から適用する。